



発信：弁護士法人
シティサンライズ法律事務所
弁護士 浦田 益之
弁護士 和田 恵
弁護士 磯谷 太一
TEL 058-265-1708
✉ info@urata-law.com

フリーランス保護法

1. フリーランスの労働環境の保護を目的とした、フリーランス法（特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律／2023年4月28日成立）が、2024年11月1日から施行されている。

フリーランスは、「特定受託事業者」とされ、発注事業者（個人・法人を問わない）が業務委託する相手方になり、従業員を雇わない事業者のことを指す。

業務委託ではない取引、フリーランスとフリーランス間の取引、事業者と消費者間の取引は、その対象にはならない。

ここでいう従業員は、期間を定めず雇用されている者や、週労働時間が20時間以上かつ31日以上以上の雇用が見込まれる者になるので、短時間・短期間で一時雇用される者は除外される。

これに対して、発注事業者は、一時雇用でない従業員を雇っていることが要件になる。

2. フリーランスは、企業とか団体に属さず、個人の立場で仕事（物品の製造、情報成果物の作成、役務の提供等）を受託して収入を得る働き方であり、いくつかのメリットを生かすことができる。

- ・働く場所とか時間などで働き方に合った仕事が自由に選べる。
- ・仕事は、自ら提供できるスキルや業務内容、それにキャリアプランに合ったものを選べる。
- ・ノウハウを高めキャリアアップすることができると、大型プロジェクトに携われて報酬も増える。

活躍の場は、今流行りのイラストレーター、プログラマー、動画クリエイター、Webマーケットその他があり、これまでのライター、デザイナー、編集者、カメラマン等も腕が振るえる。

そこに、クリエイティブなイメージが付く。

面白いのは、FreelanceのFreeが自由を、lanceが中世ヨーロッパで契約により有力者に仕えた騎士が持つ槍をその語源にしているということだ。

ところが、これまでは、仕事が口約束であったりして、その内容が特定を欠き、変更・中止や報酬の未払いのトラブルがよく起きたりした。

それに、収入が不安定であったり、社会的信用が低く、生活が乱れるおそれもあった。

取引先の業績不振によって振り回されたりもする。

体調や怪我にも気を付ける必要があり、精神的ストレスを抱え込んだりした。

暴行・性的被害等で泣き寝入りする事件が増えてきた。

法制定の背景は、発注事業者、フリーランスの双方ともに意識改革を求められる状況が生まれていたことになるが、フリーランス保護法ができたからといって、状況がすぐに改善されるかである。

3. 保護の内容

(1)取引の適正化について

- ①業務内容、報酬は書面・メール等で明示する
- ②報酬は業務終了から60日以内に支払う
- ③仕事の成果物に対しては、理由のない受領拒否、報酬削減、返品などを禁止する
- ④買ったたきの禁止
- ⑤理由のない仕事のやり直しの禁止

(2)就業環境の整備について

- ①虚偽の募集広告を禁止する
- ②育児や介護との両立は配慮義務とする
- ③パワハラ、セクハラ、マタハラ対策の措置義務を負わせる
- ④途中での契約解除の場合は30日前までに予告する

(3)法令違反の調査、取締りや相談は、公正取引委員会地方事務所と各地の労働局が担当する。

情報BOX

「夫婦別姓問題」の現在位置

1. 夫婦で別姓を認めるかは、先の衆議院議員総選挙でも与野党で大きく意見が分かれていた。それも、政党によって違いが出ており、保守かリベラルかの色合いにもなっている。

選択的夫婦別姓については、日本はこれまで3回も勧告を受けてきた。

10月17日、日本政府が提出した「ジェンダー施策に関する報告書」について、スイスジュネーブで開かれた国連の女性差別撤廃委員会（CEDAW）において審査され、対面審査には日本政府から内閣府男女共同参画局長らが出席してその質問に答えた。

ところが、局長は、

とても大切な議題ということは理解している

国民の意見や国会での議論も見ていきながら、司法の判断も踏まえて検討していくとしか述べなかったとある。

ここで司法の判断を持ち出すのはどうかと思われる

女性差別撤廃条約（選択議定書）は、189か国中115か国が批准したが、日本はまだせずにいる。

委員の一人からは、「次に委員会が行われるまでに批准されることを望む」と厳しい注文をつけられていたが、日本政府は、実現に向けて検討は続けるが、タイムラインに答えることは困難だ、とあくまでも言質を与えなかった。

確かに、夫婦別姓を認めると、国家の秩序を成す家族制度が壊れると危惧する層からの反発が出る。

かといって、人権を侵害された被害者が、国内で救済されなかった場合、国連に訴え出る事態が起こらないとも限らない。

批准しないもう一つの理由は、司法権の独立を侵す可能性があることと捉えていることだ。

しかし、これは、国内で救済が尽くされなかったときの話であり、委員会が、通報に基づき、意見や勧告に至ったとしても、それ自体に法的拘束力がある訳ではない。

2. 10月29日には、CEDAWは、日本政府に対して次の勧告を行っている。

- ・女性は結婚後も旧姓を保持できるよう、夫婦の姓の選択について法改正する。
- ・人口妊娠中絶に必要とされている配偶者の同意要件を削除する法改正をする。
- ・女性について、国会議員に立候補する際の供託金300万円を減額し、意思決定に参加する女性を増やす。

さらに、皇室典範にも言及しており、「皇位継承における男女平等を保障するため、他国の事例を参照しながら、改正するように」との勧告があった。

これに対しては、多分、日本政府は、皇位継承の在り方は、国家の基本に関わることであり、女性差別撤廃条約との関係で取り上げるのは適当でない、と反発するものと思われる。

弁護修習で学んだこと

第77期司法修習生の高橋唯です。私は、約2か月間、シティサンライズ法律事務所にて弁護修習を行いました。弁護修習とは、法曹のタマゴである司法修習生が法律事務所に配属され、弁護士実務を学ぶ場です。

この記事では、私が弁護修習で学んだことを通じて、シティサンライズ法律事務所がどのような事務所なのかをお伝えできればと思います。

私は、弁護修習を開始するにあたり、弁護修習は法律文書の作り方や法律相談の技術などの弁護士業務を学ぶ機会であると思っていました。しかし、代表の浦田先生は「弁護修習では、弁護士としての生き様を学んでください。」とおっしゃり、私は少々戸惑いました。「生き様って何だろう…？」という疑問から、私の弁護修習は始まりました。



私が、弁護修習で得た一番の学びは「依頼者から学ぶ姿勢」です。私は、相談に来てくださる依頼者の方に対して、弁護士の方から何か伝えなければ、教えなければという気持ちでいました。しかし、紛争解決のためには、その事案を深く理解することが不可欠であり、そのためには、その事案について最も詳しい人である、依頼者の持つ情報を適切に引き出すことが必要です。だからこそ、弁護士は、依頼者の方から事案について教わるという心構えで対話するべきであると学びました。そういえば、事務所のモットーは「依頼者は師で事件はテキスト」とありました。

また、法律相談では、依頼者の方からの相談を通じて、法律以外の様々な分野の知識に触れる機会がありました。自分にとって未知の分野の経験を豊富に有しておられる依頼者の方から、新たな知識を授けていただくという気持ちをもって相談に臨むことで、自分自身の成長にもつながると思いました。

弁護修習中には、日々の業務以外の活動として、社会貢献活動についても学ぶことができました。特に、更生支援活動については、先生方の携わる様々な活動について教わり、私自身も大変関心を持ちました。犯罪や非行を行ってしまった人が社会復帰するには、想像していた以上に高いハードルがあることがわかり、本人の努力はもちろんのこと、周囲のサポートがいかに重要であるかを知りました。弁護士の刑事事件の弁護人としての職務は、裁判が終結するまでの活動ではありますが、このように支援を求めている人に寄り添い、社会をより良くするための活動を行うことも弁護士の使命であると実感しました。先生方が、日々の業務を超えて、このような社会貢献活動にも熱心に取り組まれている姿は大変印象的でした。これもまた、「反省は一人でもできるが、甦るには他人（ひと）の助けが要る」とのことでした。

弁護修習を終えて、シティサンライズ法律事務所の先生方は、日々依頼者一人一人に誠実に向き合われ、また、弁護士としての役割を社会に対して発信し続けるという信念をもって活動されている先生方であると思いました。約2か月間という短い期間ではありましたが、先生方の「生き様」を確かに感じることができました。

私自身はまだまだ未熟な身ではありますが、弁護修習で得た学びを胸に、私も先生方のような信念のある法曹になれるよう頑張ろうと思います。

次回案内

岐阜放送「ぎふチャン」

浦田益之の言われてみれば… 12月25日（毎月第4水曜日午後4時5分から）